

# 一般競争入札の公告

高知工業高等専門学校において、下記のとおり高知工業高専昇降機設備（ソーシャルデザイン工学科講義棟他）保全業務の請負について一般競争入札に付します。

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 請負等件名及び数量

高知工業高専昇降機設備（ソーシャルデザイン工学科講義棟他）保全業務 一式

### (2) 調達案件の仕様等 別紙仕様書のとおり

### (3) 履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日

### (4) 履行場所 高知県南国市物部乙200番1 高知工業高等専門学校構内

### (5) 入札方法

入札は総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成30年度に四国地域の「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」のA等級、B等級、C等級若しくはD等級に格付けされている者であること。

(3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 次に掲げる基準を満たす業務責任者を当該業務に配置できること。

① 国土交通大臣が定める昇降機検査資格者又はこれと同等以上の資格を有する。

(5) 高知県に本店、支店又は営業所が所在すること。

## 3 競争入札執行の日時及び場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

郵便番号 〒783-8508

所在地 高知県南国市物部乙200番1

機関名 高知工業高等専門学校 総務課施設係

電話番号 (088) 864-5616

(2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から上記3の(1)の交付場所で交付する。

(3) 関係書類の提出期限及び場所 平成30年3月15日（木） 17時00分

高知工業高等専門学校 総務課施設係

(4) 競争入札執行の日時及び場所 平成30年3月28日（水） 10時00分

高知工業高等専門学校 管理棟2階 小会議室

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類及び本公告に示した請負を履行できることを証明する書類を関係書類の提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、競争入札執行の日の前日までの間において、本校から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると本校が判断した入札者であって、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

- ① この一般競争に参加を希望するものは、入札書の提出時に、契約担当役が別に指定する暴力団員等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- ② 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札書を無効とする。
- ③ 本件の入札に関する必要事項については、入札説明書によるものとする。

平成30年 2月21日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
高知工業高等専門学校  
契約担当役 事務部長 加藤 和人



# 仕 様 書

1. 請負の表示  
高知工業高専昇降機設備（ソーシャルデザイン工学科講義棟他）保全業務 一式
2. 履行場所  
高知県南国市物部乙200番1 高知工業高等専門学校構内
3. 履行委期間  
平成30年4月1日～平成31年3月31日
4. 業務概要
  - a. この保全業務（以下「業務」という。）の請負者は、この仕様書及び文部科学省保全業務標準仕様書に基づき業務を履行する。
  - b. この仕様書に記載ない事項で、業務対象設備の保全上当然必要な事項は、業務に含むものとする。
5. 一般事項
  - 1) 監督職員  
監督職員とは、発注者がこの業務を監督するものとして定めた職員をいう。
  - 2) 疑義に対する協議  
この仕様書等に疑義のある場合は、監督職員と協議する。
  - 3) 疑義の結果の措置
    - a. 監督職員と協議を行った場合、必要に応じて業務内容の変更が行われる。
    - b. 変更に至らない事項は、記録して監督職員に提出する。
  - 4) 諸法令の遵守  
業務の履行に当たり、適用を受ける諸法令を遵守し、安全かつ善良な管理者の注意をもって行う。
  - 5) 別契約の関連業務等  
業務が発注者の日常業務の遂行に支障を生じないように、関係者との連絡を密にする。
  - 6) 業務責任者等  
業務の履行に当たり、業務責任者を定める。
  - 7) 業務場所における安全衛生の管理
    - a. 業務場所の安全衛生に関する管理は、業務責任者が関係諸法令等に従ってこれを行う。
    - b. 業務場所においては整理、整頓、清掃を行い、危険の予防に留意するとともに、火災、盗難、その他の事故防止について責任をもって行う。
  - 8) 業務対象設備の保安等について  
業務対象設備の保安等については、適切にこれを行う。
  - 9) 災害及び公害の防止
    - a. 業務の履行に伴う災害及び公害の発生は、関係諸法令等に従い防止に努めなければならない。
    - b. 災害及び公害の発生のおそれがある時の処置については、速やかに監督職員と協議する。
  - 10) 臨機の措置  
業務の履行中において、災害又は、公害もしくは重大な障害が発生した時は、速やかに適切な措置を取り、その経緯を直ちに監督職員に報告する。
  - 11) 修繕・改修等の意見具申  
業務対象設備の運用を確保するために、修繕・改修等の必要を認める時は、速やかに意見を付して監督職員に報告する。
  - 12) 業務計画書  
請負者は業務の履行に当たり業務計画書を作成し提出する。業務は業務計画書に従って行う。
  - 13) 業務報告書  
業務報告書は業務完了の都度に作成し、監督職員に提出する。
  - 14) 光熱水料  
業務に使用する光熱水料は発注者の負担とする。
  - 15) 小修理業務  
業務対象設備に故障又は異常を発見し、応急処置の必要がある時は、常備する工具類又は部品を用いて小修理業務を行う。その範囲は、業務に支障をきたさない程度で実施できる部品交換等とする。

6. 特記事項

1) 一般事項

a. 請負代金の支払い

請負代金の支払いは、高知工業高等専門学校総務課より業務完了後、1ヶ月ごとに支払う。

b. 業務種別

業務種別は、「保守・点検」

周期は1ヶ月に1回を適用とする。

※ 遠隔点検実施のエレベーターについては、技術者による点検・手入れ保全は3ヶ月に1回とする。その場合も1ヶ月に1回業務報告書を提出するものとする。

2) 昇降機設備

a. 業務対象設備仕様と特記事項(注記：機種 三菱電機株製)

エレベーター

設置場所	ソーシャルデザイン 工学科講義棟	機械工学科棟	環境都市デザイン 工学科棟
設置年月日	平成16年3月	平成16年3月	平成23年3月
種類	乗用(車椅子仕様付)	乗用(車椅子仕様付)	乗用(車椅子兼用)
性能検査の有無	無	無	無
契約種別	フルメンテナンス契約 基本サービス ・遠隔点検、遠隔診断 ・専門技術者による点検、調整、 故障対応、検査 ・遠隔閉じ込め救出 ・建築基準法に基づく定期検査 フレキシブルメニュー ・機器保証サービス ・防犯カメラ録画サービス	フルメンテナンス契約 基本サービス ・遠隔点検、遠隔診断 ・専門技術者による点検、調整、 故障対応、検査 ・遠隔閉じ込め救出 ・建築基準法に基づく定期検査 フレキシブルメニュー ・機器保証サービス ・防犯カメラ録画サービス	フルメンテナンス契約 基本サービス ・遠隔点検、遠隔診断 ・専門技術者による点検、調整、 故障対応、検査 ・遠隔閉じ込め救出 ・建築基準法に基づく定期検査 フレキシブルメニュー ・機器保証サービス ・防犯カメラ録画サービス
駆動方式	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御
積載能力	900kg,13人乗り	900kg,13人乗り	900kg,13人乗り
かごの速度	60m/min	60m/min	45m/min
運転方式	乗合全自動方式	乗合全自動方式	乗合全自動方式
停止階数	4	3	3
付加装置	地震管制運転装置(S波) オートアナウンス 停電自動着床装置 火災時管制運転装置 遮煙ドア	地震管制運転装置(S波) オートアナウンス 停電自動着床装置 火災時管制運転装置 遮煙ドア	地震管制運転装置(P波) オートアナウンス 停電時自動着床 火災時管制運転 遮煙ドア
備考			

b. 自動通報システム

自動通報システムの使用に伴う電話回線使用料は請負者の負担とする。

c. 業務報告書

- ・業務完了後に業務報告書を1部提出する。(周期 1ヶ月)
- ・業務報告書の書式は請負者の業務報告書による。